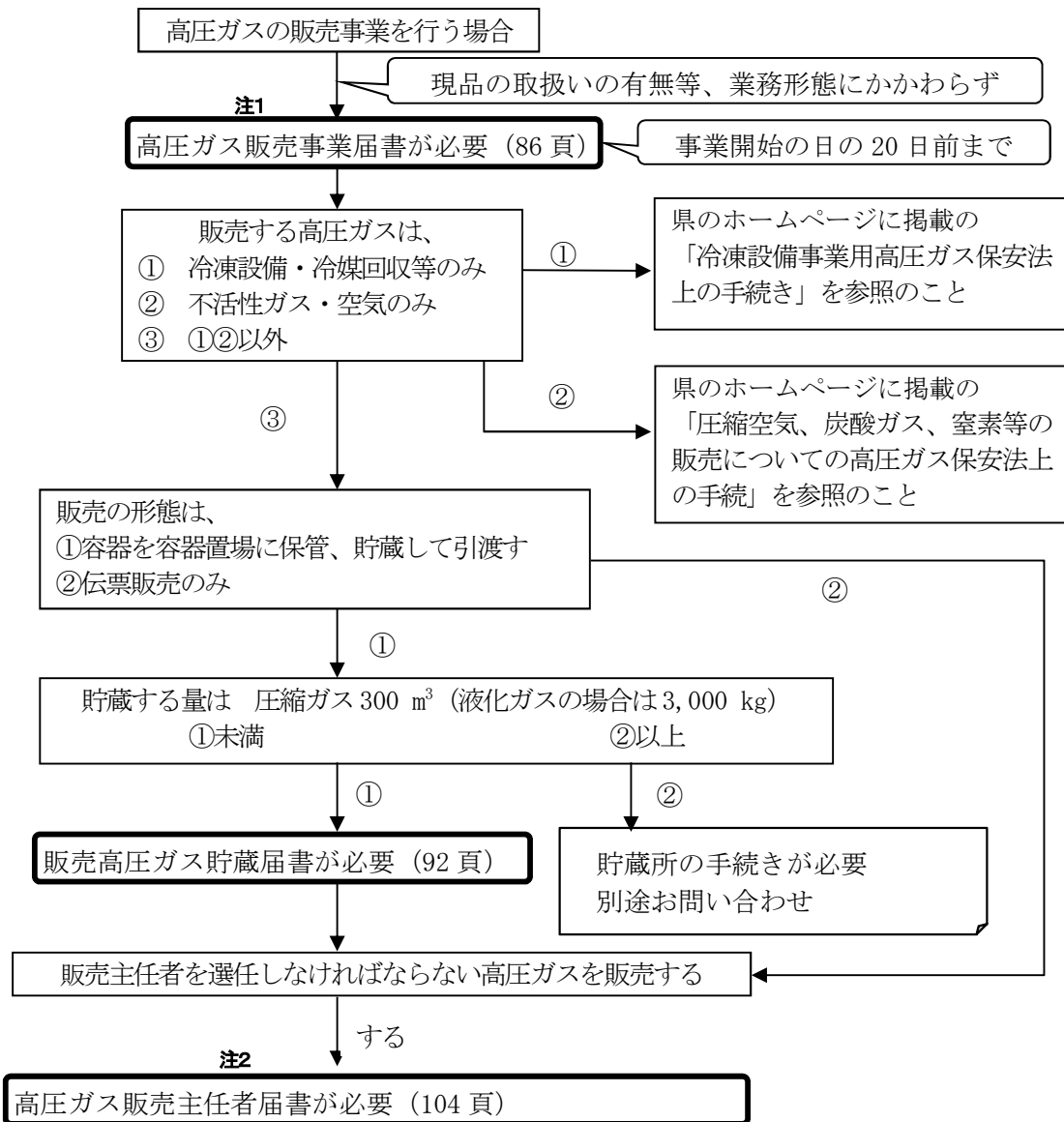


§ 3 申請書、届書及び報告書の
記入例及び留意事項
(2)

高圧ガス販売事業届について

高圧ガスを販売する者は、以下のフローチャートで必要な届出を確認し手続きを行うこと。
 なお、液化石油ガスを一般消費者等へ販売する場合は液石法の手続きが必要になりますが、この手引きでは取り扱いません。
 また、販売にあたっては、「2 販売事業者の義務」を遵守すること。

1 高圧ガス販売に係るフローチャート



注1 高圧ガス販売事業届

※ 医療に使用する高圧ガスの小売り販売は、原則販売事業届は不要だが、以下の場合は届出が必要。

- ① 最大貯蔵量が 5 m³ 以上の販売所 ② 在宅酸素療法の液化酸素を販売する販売所

注2 高圧ガス販売主任者届書

販売主任者を選任し届け出なければならないガスは以下のとおり。

液化石油ガス、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素*、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシラン

* スクーバダイビング呼吸用のガスで、ガス中の酸素の容量が全容量の 40%未満のものを除く。

2 販売事業者の義務

(1) 周知を行う

販売業者等は、下記の高圧ガスを販売した消費者に対して周知を行う必要がある。ただし、高圧ガスを購入する者が、第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者、車両用の燃料として液化石油ガスを消費する者である場合を除く。

周知させるべき高圧ガスの指定	<ol style="list-style-type: none"> 1 溶接又は熱切断用の液化石油ガス、アセチレン、天然ガス又は酸素 2 燃料用の液化石油ガス 3 在宅酸素療法用の液化酸素 4 スクーバダイビング等呼吸用の空気等 5 スクーバダイビング呼吸用のガスでガス中の酸素及び窒素の容量が全容量の98%以上かつ酸素の容量が全容量の21%以上のもの
周知を行う時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 販売契約を締結したとき 2 前回の周知を実施してから1年以上経過して高圧ガスを引き渡したとき
周知の方法	高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を記載した書面を配布する。

(2) 帳簿を備える

帳簿名		記載すべき事項	
保安台帳※	高圧ガス (液化石油ガスを除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 引渡先の名称及び所在地 2 当該引渡先に対する販売上の保安責任者（販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名 3 (ア) 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者（以下「A」という。）にあつては引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地 (イ) 直接消費者に販売する者（Aを除く。）にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用状態等 (ウ) 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日 	
	液化石油ガス	<ol style="list-style-type: none"> 1、2は上欄に同じ 3 引き渡した容器の種類及び数量 4 消費者に直接販売する販売業者にあつては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由 5 卸売業者にあつては、引渡先の届出年月日 	
容器授受簿	高圧ガス (液化石油ガスを除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 充填容器の記号及び番号 2 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては、充てん質量） 3 授受先並びに授受年月日 	保存期間
	液化石油ガス	<ol style="list-style-type: none"> 1 充填容器の種類及び数 2 販売の年月日 3 販売先 	
	周知の記録簿	<ol style="list-style-type: none"> 1 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所 2 周知をした者の氏名 3 周知の年月日 	記載の日から2年間

※ 全国高圧溶材組合連合会の作成した様式等を参考とすること。

一般則様式第21 (第37条関係)

液石則様式第21 (第38条関係)

冷凍則様式第13 (第26条関係)

高圧ガス販売事業届	一般 液石 冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
販売所所在地	〒	電話	
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと。

高圧ガス販売事業届書について

1 届出の対象

高圧ガスの販売の事業を営もうとする者。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 液石法第2条第3項の液化石油ガス販売事業

ただし、液石法第2条第3項の登録を受けた場合であっても、一般消費者等以外に販売する場合はこの届出が必要

(2) 第一種製造者（冷凍を除く。）がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。

(3) 次に掲げる場合であって、貯蔵数量が常時5m³未満の販売所において販売するとき。

① 医療用の高圧ガス

ただし、液化酸素を在宅酸素療法用として販売する場合はこの届出が必要

② その他政令第6条各号に掲げるもの

2 届出の時期

事業開始の20日前までに販売所ごとに届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

なお、液石は液化石油ガスを販売することをいい、冷凍は冷凍設備内の高圧ガスを販売することをいい、一般はその他の場合をいう。

(2) 販売所所在地

店舗の設置場所を記入すること。

(3) 販売する高圧ガスの種類

次に示す種類（区分）を記入すること。なお、混合ガスは①～⑧のうち該当するガスの種類（区分）とする。

① 冷凍設備内の高圧ガス

② 液化石油ガス（①を除く。）

③ 特殊高圧ガス

④ 可燃性・毒性ガス（①～③を除く。）

⑤ 可燃性ガス（①～④を除く。）

⑥ 毒性ガス（①～④を除く。）

⑦ 酸素

⑧ その他のガス

4 添付書類

(1) 販売計画書（88～91頁を参照すること。）

① 販売計画書

② 販売方法に係る技術上の基準に関する

事項

③ 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳（保安台帳）

④ 容器授受簿（容器の授受を伴わない販売のみを行う場合は不要）

(2) 販売所の案内図

5 手数料

不要

6 他に必要な手続

(1) 販売主任者選任届書（選任が必要なガスに限る。）

(2) 第一種貯蔵所設置許可申請又は第二種貯蔵所設置届書（容器置場の規模が該当する場合）

(3) 販売高圧ガス貯蔵届（貯蔵して販売する場合であって、容器置場の規模が(2)のものに満たない場合）

7 用語の定義

(1) 可燃性ガス

一般高圧ガス保安規則第2条第1号に掲げるもの及びその他のガスであって爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界）の下限が10%以下のもの又は爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの

(2) 毒性ガス

一般高圧ガス保安規則第2条第2号に掲げるもの及び毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物

(3) 特殊高圧ガス

アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化合物、ホスフィン、モノゲルマン、モノシランの7種類。

混合ガスの場合、濃度の多少にかかわらず該当する。

販売計画書

1 販売の目的

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充填容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充填容器等を運搬せずに販売する

3 容器貯蔵施設の有無（○で囲む）

有り 無し

4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガス名	容器置場に貯蔵しないガス名
特殊高压ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス		

備考 混合ガスについては、該当するガスの区分の欄に記入し、混合比率を記載すること。

販売計画書について

1 計画書の記載

- (1) 販売の目的
具体的に記入すること。
- (2) 販売する高圧ガスの種類
ガス名は化学名を記入すること。
欄が不足する場合は別紙に記載しても良い。
混合ガスについては、例えばアルゴンとヘリウム
の混合ガス(アルゴン1～10%+ヘリウム
90～99%)と記入すること。

2 添付書類

- (1) 販売の方法に係る技術上の基準に関する事項
90頁を参照すること。
- (2) 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳(保安台帳)
- (3) 容器授受簿
例を91頁に示す。
容器の授受を伴わない販売のみを行う場合は不要

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

規則		項目	申請内容
一般	液石		
40条 1号	41条 1号	高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	
2号	2号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。	
3号	3号	充填容器等の引渡しは、充てん期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。	
5号	5号	圧縮天然ガス または 液化石油ガス 充填容器等の引渡しは、充てん期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。 <u>圧縮天然ガス</u> を燃料の用に供する消費者、 <u>液化石油ガス</u> を燃料（工業用燃料を除く）の用に供する消費者に販売する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。 <u>圧縮天然ガス</u> を燃料の用に供する消費者、 <u>液化石油ガス</u> を燃料（工業用燃料を除く）の用に供する消費者に販売する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを確認すること。 充填容器等（内容積20ℓ以上に限る。以下同じ。）は、2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。 <small>※ただし、告示で定める場合に限り、充填容器等及びこれらの附属品から漏えいした高压ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。</small> 充填容器等には腐食防止措置を講ずること。 充填容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。 充填容器等（内容積5ℓ以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。	
4号	4号		
イ	イ		
ロ	ロ		
ハ	ハ		
ニ	ニ		
ホ		圧縮天然ガス 充填容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 高压側：容器耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験 及び 耐圧試験圧力の60%以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 調整圧力：2.3 kPa～3.3 kPa 閉そく圧力：4.2 kPa 以下 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 容器～調整器：容器耐圧試験圧力以上 調整器～閉止弁：0.8 MPa 以上（30 cm未満のものは0.2 MPa 以上） 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。 調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後4.2 kPa以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。	
へ			
ト			
チ			
	ホ	液化石油ガス 充填容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 充填容器等～閉止弁：2.6 MPa 以上の耐圧試験 及び 1.6 MPa 以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 充填容器等～調整器：2.6 MPa 以上 調整器～閉止弁：0.8 MPa 以上 ※調整器に接続する長さ30 cm（屋外に設置した風呂がまに用いるものは2 m）未満の配管については、0.2 MPa 以上 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いること。	
	へ		
	ト		

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

販売高圧ガス貯蔵届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり販売する高圧ガスを貯蔵したいので、新潟県高圧ガス保安法施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

名 称 (販売所の名称を含む)	
事務所所在地	〒 電話
販売所所在地	〒 電話
貯蔵場所所在地	〒 電話
貯蔵する高圧ガスの種類	

添付書類

- 1 高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 2 貯蔵場所の構造を示す図面
- 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面

販売高圧ガス貯蔵届書について

1 届出の対象

高圧ガスの販売事業(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 2 条第 3 項の液化石油ガス販売事業を除く。)を営む者で、容器置場を設置して販売する場合。

ただし、次の場合を除く。

- (1) 販売するガスを第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所で貯蔵する場合
- (2) 87 頁 1 (1)又は(2)に該当する場合

2 届出の時期

貯蔵開始の日までに届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 事務所所在地
本社住所を記入すること。

4 添付書類

- (1) 貯蔵の方法に係る技術上の基準に関する事項を記載した書類
94 頁の様式により作成すること。
- (2) 貯蔵場所の構造を示す図面
充てん容器と、残ガス容器の置き場所の区分を明示すること。
可燃性ガスや酸素を貯蔵する場合は、屋根の材質も示すこと。
- (3) 貯蔵場所の付近の状況を示す図面
販売事務所との位置関係を示すこと。

5 手数料

不要

6 用語の定義

- (1) 可燃性ガス
一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 号に掲げるもの及びその他のガスであって爆発限界(空気と混合した場合の爆発限界)の下限が 10% 以下のもの又は爆発限界の上限と下限の差が 20%以上のもの
- (2) 毒性ガス
一般高圧ガス保安規則第 2 条第 2 号に掲げるもの及び毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物
- (3) 不活性ガス
ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフル

オロカーボン(可燃性ガスを除く。)

- (4) 特定不活性ガス
フルオロオレフィン 1234yf、フルオロオレフィン 1234ze、フルオロカーボン 32

貯蔵の方法に係る技術上の基準

規則		項目	申請内容
一般	液石		
18条 2号	19条 2号	容器により貯蔵する場合には、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	ロ	<u>可燃性ガス</u> 又は <u>毒性ガス</u> の充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	
ハ		<u>シアン化水素</u> は、1日に1回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。	
ニ		<u>シアン化水素</u> は、容器に充填した後60日を超えないものをする事。 ※ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ただし、法16条第1項の許可を受けた場合、法17条の2第1項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	
ヘ		一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	
6条 2項 8号	6条 2項 7号	容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。 ※ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合にはロ及びニに適合することを要しない。	
イ	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ロ		<u>可燃性ガス</u> 、 <u>毒性ガス</u> 、 <u>特定不活性ガス</u> 及び <u>酸素</u> の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除く。)の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。※ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	
ホ	ニ	充填容器等は、常に温度40℃(超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。)以下に保つこと。	
ト	ホ	充填容器等(内容積が5ℓ以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
チ	ヘ	<u>可燃性ガス</u> の容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
最大貯蔵量 (合計)		本	m ³ kg

貯蔵の方法に係る技術上の基準について

1 記載方法

(1) 申請内容欄

「別紙のとおり台帳を備え記録する」、「基準どおり遵守する」、「該当なし」等記載すること。

(2) 貯蔵する高圧ガスの種類

ガス名は化学名を記入すること。

欄が不足する場合は別紙に記載しても良い。

混合ガスについては、例えばアルゴンとヘリウムの混合ガス(アルゴン1～10%+ヘリウム90～99%)と記入すること。

一般則様式第22 (第41条関係)
 冷凍則様式第14 (第28条関係)

販売に係る高圧ガスの 種類変更届書	一般 冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地	〒	電話	
販売所所在地	〒	電話	
高圧ガスの種類の変更内容			

年 月 日

代表者 氏名

(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと。

販売に係る高圧ガスの種類変更届書について

1 届出の対象

販売する高圧ガスの種類を変更したとき。

ただし、次の各区分の同一区分内での高圧ガスの種類の変更は該当しない。

- (1) 冷凍設備内の高圧ガス
- (2) 液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り、(1)に掲げるものを除く。）
- (3) 不活性ガス（(1)に掲げるものを除く。）

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 事務所（本社）所在地
本社住所を記入すること。

4 添付書類

- (1) 変更に伴う販売計画書
88頁参照
- (2) 技術上の基準に関する事項
90頁参照。

5 手数料

不要

6 他に必要な手続

新たに、販売主任者選任届、第一種貯蔵所設置（位置等変更）許可申請、第二種貯蔵所設置（位置等変更）届又は貯蔵高圧ガス名の変更届が必要になる場合があるので留意すること。

貯蔵高圧ガス名の変更届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり貯蔵する高圧ガスのガス名を変更したので、新潟県高圧ガス保安法施行細則第6条の規定により届け出ます。

記

名 称 (貯蔵所・販売所の名称を含む)	
事務所所在地	〒 電話
販売所(貯蔵所)所在地	〒 電話
変更するガス名	
備 考	

添付書類

- 1 高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 2 貯蔵場所の構造を示す図面
- 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面

貯蔵高圧ガス名変更届書について

1 届出の対象

第一種貯蔵所、第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者又は販売業者が貯蔵する場所に貯蔵する高圧ガスのガス名を変更する場合。

ただし、次の場合は除く。

- (1) 第一種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の変更許可を受けようとする際、その貯蔵する高圧ガスのガス名を変更する場合であって、その旨を許可申請書に記載したとき。
- (2) 第二種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の変更届をしようとする際、その貯蔵する高圧ガスのガス名を変更する場合であって、その旨を届書に記載したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

- (1) 事務所所在地
本社住所を記入すること。

4 添付書類

- (1) 貯蔵の方法に係る技術上の基準に関する事項を記載した書類
94 頁及び 96 頁の様式により作成すること。
- (2) 貯蔵場所の構造を示す図面
充填容器と、残ガス容器の置き場所の区分を明示すること。
可燃性ガスや酸素を貯蔵する場合は、屋根の材質も示すこと。
- (3) 貯蔵場所の付近の状況を示す図面
販売事務所との位置関係を示すこと。

5 手数料

不要

一般則様式第 26 (第 44 条関係)
 液石則様式第 25 (第 44 条関係)
 冷凍則様式第 17 (第 30 条関係)

高圧ガス販売事業廃止届書	一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒		電話
販売所所在地	〒		電話
販売事業廃止年月日	年 月 日		
販売事業廃止の理由			
	許可・届出の 年月日及び番号	年 月 日	第 号

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス販売事業廃止届書について

1 届出の対象

高圧ガスの販売事業を廃止したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

(3) 廃止の理由

具体的に記入すること。

4 添付書類

不要

5 手数料

不要

一般則様式第35（第74条関係）
 液石則様式第34（第72条関係）

高圧ガス販売主任者届書	一般	(選任)	×整理番号	
	液石	(解任)	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地		〒	電話	
販売所所在地		〒	電話	
選 任	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
解 任	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
選 任	年 月 日	年 月 日		
解 任	年 月 日			
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス販売主任者届書について

1 届出の対象

販売主任者を選任又は解任したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

(3) 選解任の別

選任、解任のうち、該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 販売主任者が資格を有することを証する書面

選任の場合に限る。

106 頁の様式により作成すること。

なお、経験については、具体的に下記の例を参考にする事。

年 月 ～ 年 月

○○○○○にて、液化石油ガスの販売に従事年 月 ～ 現在に至る。

□□□□□にて、液化石油ガスの販売に従事通算△年販売経験を有する。

(2) 販売主任者免状の写し

選任の場合に限る。

107 頁の添付例を参照すること。

5 手数料

不要

6 その他

販売主任者の選解任を同時に行った場合は、届出を一つにまとめること。

7 販売主任者の選任資格

(1) 液化石油ガス以外のガスの販売

甲種化学、乙種化学、甲種機械、乙種機械製造保安責任者免状又は第一種販売主任者免状を保有している者で、下表の左欄の販売所の区分ごとに右欄のガスの製造又は販売に関する 6 月以上の経験を有する者

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素(82 頁参照)の販売所	酸素

(2) 液化石油ガスの販売

甲種化学、乙種化学、甲種機械、乙種機械、丙種化学（液石）製造保安責任者免状又は第二種販売主任者免状を保有している者で、液化石油ガスの製造又は販売に関する 6 月以上の経験を有する者

販売主任者が資格を有することを証する書面

選任販売所の名称						
販 売 主 任 者	現在の職名					
	免状の種類					
	資格を有するための 経験 (製造又は販売に関する経験)	ガスの区分	ガスの種類	経験を積んだ事業所名	経験した業務 (該当に○)	業務の経験期間
		特殊高圧 ガス			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
		可燃性・ 毒性ガス			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
		可燃性 ガス			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
		毒性 ガス			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
		酸 素			製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月
液化石油ガス				製造 販売	年 月 ～ 年 月 通算 年 ヶ月	

備考 経験が必要なガスの区分ごとに記載すること。
経験を積んだ事業所は許可や届出等、法に基づく手続きがされている事業所であること。

免状の写し添付例

販売主任者免状

写 真	免状の種類	第 一 種
	免除の番号	1 2 3 4 5
	氏名	〇〇××
	生年月日	昭和50年11月 1 日

高圧ガス保安法第29条の規定によりこの免状を交付する。

平成20年10月 5 日

新潟県知事 印

販売主任者免状

写 真	免状の種類	第 二 種
	免除の番号	2 3 4 5 6
	氏 名	〇〇××
	生年月日	昭和50年11月 1 日

高圧ガス保安法第29条の規定によりこの免状を交付する。

平成20年 6 月 7 日

新潟県知事 印

一般則様式第 27 (第 45 条関係)

液石則様式第 26 (第 45 条関係)

冷凍則様式第 18 (第 31 条関係)

輸 入 検 査 申 請 書	一般	×整 理 番 号	
	液石	×検 査 結 果	
	冷凍	×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒 電話		
高 圧 ガ ス の 種 類 及 び 数 量			
陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日			
貯 蔵 又 は 保 管 場 所			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

×検査職員確認印

備 考 ×印の項は記載しないこと。

輸入高圧ガス明細書を添付すること。

輸入検査申請書について

1 申請の対象

高圧ガスを輸入し、移動する場合。

ただし、次の場合は除く。

- (1) 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
- (2) 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、公共安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

詳細は一般則第 46 条、液石則第 45 条の 4 を参照すること。

2 申請の時期

輸入した高圧ガスを移動する前に申請を行うこと。

3 申請書の記載

- (1) 適用規則

一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

- (1) 輸入高圧ガス明細書

輸入する高圧ガスの種類に応じ、110 頁、111 頁の様式により作成すること。

5 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 その他

冷凍保安規則における高圧ガスの輸入とは、20 冷凍トン(冷凍設備内における高圧ガスがフルオロカーボン又はアンモニアの場合にあっては 50 冷凍トン)以上の能力を有する冷媒ガスの入った冷凍設備における当該ガスを輸入することをいう。

一般則様式第 27 の 2 (第 45 条関係)

液石則様式第 26 の 2 (第 45 条関係)

別紙 1

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
製 品 名		
使 用 目 的		
高 圧 ガ ス の 圧 力		
高 圧 ガ ス の 成 分		
高 圧 ガ ス の 数 量		
充填事業所	名 称	
	所 在 地	
容 器 の 種 類	容 器 規 格 名	
	規 格 番 号	
	容 器 記 号 ・ 番 号	
	耐 圧 試 験 圧 力	
	最 高 充 填 圧 力	
	内 容 積 (又は内容量)	
容器製造所	名 称	
	所 在 地	
連絡先	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	
代行手続者	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	

備 考 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記事事項については、その内容を証明する書面を添付すること。

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
高 圧 ガ ス の 成 分		
冷媒ガス封入者	名 称	
	所 在 地	
冷 凍 設 備 の 種 類	輸入を受けようとする設備の品名及び製造番号	
	設 計 圧 力	
	気 密 試 験 圧 力	
	耐 圧 試 験 圧 力	
	安全装置の種類及び性能	
機 器 製 造 業 者	名 称	
	所 在 地	
連 絡 先	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	
代 行 手 続 者	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	

備 考 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記事事項については、その内容を証明する書面を添付すること。

一般則様式第 29 (第 53 条関係)

液石則様式第 28 (第 51 条関係)

特定高圧ガス消費届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
消費をする特定高圧ガスの種類			
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 殿

備考 ×印の項は記載しないこと

特定高圧ガス消費届書について

1 届出の対象

以下の高圧ガスを消費する者

(1) 特殊高圧ガス（政令第7条第1項）

- ① モノシラン
- ② ホスフィン
- ③ アルシン
- ④ ジボラン
- ⑤ セレン化水素
- ⑥ モノゲルマン
- ⑦ ジシラン

(2) 下表左欄のガスを、右欄の数量以上貯蔵して消費する者

種類	数量
圧縮水素	容積 300 立方メートル
圧縮天然ガス	容積 300 立方メートル
液化酸素	質量 3,000 キログラム
液化アンモニア	質量 3,000 キログラム
液化石油ガス	質量 3,000 キログラム※
液化塩素	質量 1,000 キログラム

※一般消費者に類似している者にあつては
10,000 キログラム（液石法施行令第2条各号に掲げる者）

(3) (2)表左欄のガスを他の事業所から導管により供給を受け、消費する者

2 届出の時期

消費開始の20日前までに届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 消費施設等明細書

記入方法は114～117頁の記載例を参照すること。

5 手数料

不要

6 特定高圧ガス消費施設完成後の措置

(1) 特定高圧ガス取扱主任者選任届書（120頁）

消費施設等明細書（液化石油ガス）（記載例）

1 消費の目的（変更届の場合は、変更の内容を含む。）

液化石油ガスをローリーから受け入れ、貯槽（12トン）に貯蔵する。

貯蔵した液化石油ガスは、消費型蒸発器を用いて気化させ、ボイラーの燃料用として使用する。

2 貯蔵能力（貯蔵能力計算書を添付すること。）

ガスの名称	変更前貯蔵能力 m ³ （k g）	変更する貯蔵能力 m ³ （k g）	（変更後）貯蔵能力 m ³ （k g）
液化石油ガス			12,000 k g
計			12,000 k g

消費施設等明細書に記載すべき事項

- 1 消費の目的
具体的に記入すること。
- 2 貯蔵設備の貯蔵能力（計算書を添付すること。）
ガスの名称は化学名で記入することとし、変更届の場合は変更前貯蔵能力及び変更する貯蔵能力も併せて記入すること。
- 3 省令で定める技術上の基準に関する事項
116 頁の記載例に従い作成のこと。
- 4 移設、転用、再使用等に係る高圧ガス設備にあっては、その使用の履歴及び保管状態の記録
詳細は 157 頁
- 5 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面
届出事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面
- 6 事業所全体平面図
境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面（事業所の規模等に応じ、5 に記入しても差し支えない。）
- 7 消費施設に係るフローシート又は配管図
高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。
- 8 消費施設の配置図
防消火設備、ガス漏えい検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面
- 9 消費設備の機器等一覧表
9 頁 12 を参照すること。
- 10 貯蔵設備等（大臣認定品等を除く。）の強度計算書
- 11 消費設備の基礎を示した図面
- 12 機器の図面
貯蔵設備等に限り、配管及び継手類を除く。

4 液化石油ガス保安規則の技術上の基準に関する事項（記載例）

適用法令	項目	申請内容	書類番号	図面番号	備考									
第53条第1項 第1号	事業所の境界 及び警戒標	別紙図面のとおり境界を設定し警戒標を 設置する。		1										
第53条第1項 第2号	保安距離	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>法定距離</th> <th>申請距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>L₁ 20.8m</td> <td>120m</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>L₄ 13.9m</td> <td>50m</td> </tr> </tbody> </table>	種別	法定距離	申請距離	第1種	L ₁ 20.8m	120m	第2種	L ₄ 13.9m	50m		2	
種別	法定距離	申請距離												
第1種	L ₁ 20.8m	120m												
第2種	L ₄ 13.9m	50m												
第53条第1項 第3号	火気を取扱う 施設に対する 措置	直近の火気取扱施設（事務所）まで25m ある。		1										
第53条第1項 第4号	滞留しない構 造	床面に接し、外気に対して換気口を別紙 図面のとおり設ける。 床面積 : 10m×5m=50m ² 換気口面積 : 1.0m×0.3m×6カ所=1.8m ² 1.8÷50=0.036 床面積の3%以上の通風口を確保する。		3										
第53条第1項 第5号	ガス検知警報 器の設置	別紙図面の滞留するおそれのある箇所に ガス検知警報器を設ける。		3										
第53条第1項 第6号	耐圧試験 気密試験	当該施設の第一種貯蔵所設置許可申請に より確認を行うため省略												
第53条第1項 第7号	使用する材料	液化石油ガスに対し、安全な科学的成分 及び機械的性質を有する材料を使用する。 使用材料は、書類Aに示す機器一覧に示 す。	A											
第53条第1項 第8号	基礎	消費設備等の基礎は鉄筋コンクリート製 とし、不同沈下を起こさないものとする。 貯槽は同一の基礎に緊結する。 (当該施設の第一種貯蔵所設置許可申請 により確認)		3										

以下略

省令で定める技術上の基準に関する事項について

1 特定高圧ガス消費施設の種類ごとに対応する基準

- ・一般則第 55 条
- ・液石則第 53 条

2 記載方法

- (1) 添付書類及び図面がある場合は、それぞれ番号を付し、その番号を記入すること。
- (2) 「省令の技術上の基準」の記入方法
 - ① 該当する項目は具体的に記入すること。基準に適合する具体的な例示（例示基準）をとりまとめた書籍が、協会から発行されているので、これを参考に実際に行う措置を記載すること。
 - ② 必要に応じ書類及び図面を添付すること。
 - ③ 該当しない項目には「該当せず」と記入することとし、項目の削除はしないこと。
 - ④ 変更工事の場合であって、該当する項目のうち変更しない項目には「変更なし」と記入すること。

一般則様式第 30 (第 56 条関係)

液石則様式第 29 (第 54 条関係)

特定高圧ガス消費 施設等変更届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

特定高圧ガス消費施設等変更届書について

1 届出の対象

特定高圧ガス消費者が消費のための施設的位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするとき。

ただし、軽微な変更工事に該当する変更は届出の必要はない。

2 届出の時期

あらかじめ届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

4 添付書類

(1) 消費施設等明細書（変更内容を記入すること。）

114～117 頁を参照すること。このうち、変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照する、又は朱書きするなどして変更内容を明確にすること。

また、変更する機器が少ない場合にあつては、機器一覧表を、項目を満足した書類等に替えることができる。

5 手数料

不要

6 変更工事完了後の措置

次に示すものを提出すること。

(1) 認定試験者試験等成績書等の写し

(2) 耐圧・気密試験の実施方法及び結果を記載した書類

(3) ミルシート

認定試験者試験等成績書等が発行されたものを除く。

7 軽微な変更の工事（届出の不要な工事）

(1) 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の認定品等への取替えて貯蔵能力の変更がないもの。

(2) 消費設備（貯蔵設備等を除く。）の変更の工

事

(3) 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事

(4) 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

一般則様式第 36 (第 75 条関係)
 液石則様式第 35 (第 73 条関係)

特定高圧ガス取扱主任者届書	一般	(選任)	×整理番号	
	液石	(解任)	×受理年月日	年 月 日
消費をする特定高圧ガスの種類				
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地		〒	電話	
事業所所在地		〒	電話	
選任	取扱主任者の氏名			
解任	取扱主任者の氏名			
選任	年 月 日		年 月 日	
解任	年 月 日		年 月 日	
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

特定高圧ガス取扱主任者届書について

1 届出の対象

特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

(3) 選解任の別

選任、解任のうち、該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 特殊高圧ガス取扱主任者が資格を有することを証する書面（選任の場合に限る。）

122 頁の様式により作成すること。

なお、経験については、具体的に下記の例を参考にすること。

年 月 ～ 年 月

○○○○○にて、液化塩素の製造に従事

年 月 ～ 現在に至る。

□□□□□にて、液化塩素の特定高圧ガス消費に従事

通算△年液化塩素の経験を有する。

(2) 免状所有者を選任する場合にあっては、免状の写し（選任の場合に限る。）

5 手数料

不要

6 その他

特定高圧ガス取扱主任者の選解任を同時に行った場合は、届出を一つにまとめること。

7 特定高圧ガス取扱主任者の資格

(1) 特定高圧ガスの製造又は消費に関して1年以上の経験を有する者。

ただし、特殊高圧ガスを消費する者にあつては、特殊高圧ガスの経験。その他の特定高圧ガスの消費にあつては、消費するものと同一の種類の経験

(2) 大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者

(3) 協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者

(4) 高校又は工業高校（工業に関する課程）を卒業し、特定高圧ガスの製造又は消費に関して6か月以上の経験を有する者（(1)のただし書きと同じ。）

(5) 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状（液化石油ガスの消費を除く。）の交付を受けている者

特定高圧ガス取扱主任者が資格を有することを証する書面

選任事業所の名称					
特 定 高 圧 ガ ス 取 扱 主 任 者	現在の職名				
	免状の種類				
	高圧ガス保安協会が行う特定高圧ガス取扱いに関する講習の受講の有無			有 ・ 無	
	学歴 (資格として必要な場合のみ記載)	年 月 日			卒業
	資格を有するための経験 (製造又は消費に関する経験)	ガスの種類	製造・販売・消費の別	期間	
			～ 年 月 月 通算 年 月 月		
			～ 年 月 月 通算 年 月 月		
			～ 年 月 月 通算 年 月 月		

特定高圧ガス取扱主任者が資格を有することを証する書面について

特定高圧ガス取扱主任者の資格を有する経験については、届出者が本人に確認して記入すること。

なお、選任資格が大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者に該当する場合は、資格要件が分かるように、卒業日、卒業大学（学校）名及び学部学科を記入すること。

一般則様式第 31 (第 58 条関係)

液石則様式第 30 (第 56 条関係)

特定高圧ガス消費廃止届書	一般	×整理番号	
	液石	×受理年月日	年 月 日
名 称 (貯蔵所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
事業所所在地	〒	電話	
消費廃止年月日			
消費廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

特定高圧ガス消費廃止届書について

1 届出の対象

特定高圧ガスの消費を廃止したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 適用規則

一般、液石のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。

(2) 所在地

事務所所在地欄には本社（登記上の本店）所在地を記入すること。

(3) 廃止の理由

具体的に記入すること。

4 添付書類

不要

5 手数料

不要

容器則様式第5（第30条関係） 様式第6（第31条関係）
 国際容器則様式第2（第21条関係） 様式第3（第22条関係）

登録 容器検査所 登録更新 申請書	容器	×整理番号	
	国際	×受理年月日	年 月 日
		×登録番号	
名称 (検査所の名称を含む。)			
容器検査所の所在地		〒 電話	
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類			
欠格事由に関する事項	1 高压ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者		
	2 高压ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消の日から2年を経過しない者		
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者		
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの		

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

容器検査所登録（登録更新）申請書について

1 申請の対象

容器再検査所の登録を受けようとする者

2 申請の時期

あらかじめ申請を行うこと。

3 申請書の記載

- (1) 登録、登録更新の別
該当するものを○で囲むこと。
- (2) 欠格事由に関する事項
有無を記入すること。

4 添付書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 検査設備明細書
次に示す内容を記載すること。
ただし、登録更新の場合であって、前回の登録時と異なる場合は、会社として設備に変更がないことを証明する書類（任意様式）を添付し、明細書を省略できる。
 - ① 技術上の基準に関すること
容器保安規則第 33 条の基準に対応する事項について記載する。
 - ② 容器検査所の位置及び付近の状況図
 - ③ 容器検査所の平面図（検査設備の配置図を含む。）

5 手数料

新潟県収入証紙によること。
手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 登録後の措置

- (1) 検査主任者届書（128 頁）

7 その他

更新の場合、登録の有効期限を経過した旧登録証を速やかに返納すること。

容器則様式第8（第35条関係）
 国際容器則様式第5（第26条関係）

検査主任者届書	容器	(選任)	×整理番号	
	国際	(解任)	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
容器検査所所在地		〒 電話		
選任	製造保安責任者免状の種類			
	検査主任者の氏名			
解任	製造保安責任者免状の種類			
	検査主任者の氏名			
選任	年 月 日		年 月 日	
解任				
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

検査主任者届書について

1 届出の対象

検査主任者を選任又は解任したとき。

2 届出の時期

遅滞なく届け出ること。

3 届書の記載

(1) 選解任の別

選任、解任のうち、該当するものを○で囲むこと。

4 添付書類

(1) 検査主任者が資格を有することを証する書面（選任の場合に限る。）

130 頁の様式により作成すること。

なお、経験については、具体的に下記の例を参考にすること。

年 月 ～ 年 月

○○○○○にて、容器の製造作業に従事

年 月 ～ 現在に至る。

□□□□□にて、容器の検査の従事

通算△年実務経験を有する。

(2) 免状所有者を選任する場合にあっては、免状の写し（選任の場合に限る。）

5 手数料

不要

6 その他

検査主任者の選解任を同時に行った場合は、届出を一つにまとめること。

7 検査主任者の資格

(1) 製造保安責任者免状の交付を受けている者

(2) 大学又は高等専門学校（化学、物理学又は工学に関する課程）等を卒業し、1年以上高压ガスの充填作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に従事した者

(3) 高校（工業に関する課程）等を卒業し(2)に規定する実務に2年以上従事した者

(4) 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に3年以上従事した者

(5) 圧縮天然ガス車用及び液化天然ガス専用の容器及び附属品のみの検査所にあつては、一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二

級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は、二級二輪自動車整備士の資格を有する者

検査主任者が資格を有することを証する書面

選任容器検査所の名称				
検査主任者	現在の職名			
	免状の種類			
	学歴 (資格として必要な場合のみ記載)			
	資格を有するための経験 (資格として必要な場合のみ記載)	高圧ガスの充填作業・ 容器・付属品の製造・ 検査業務の別	期 間	事業所名
			～ 年 月 通算 年 月	
		～ 年 月 通算 年 月		

検査主任者が資格を有することを証する書面について

検査主任者の資格を有する経験については、届出者が本人に確認して記入すること。

なお、選任資格が大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者に該当する場合は、資格要件が分かるように、卒業日、卒業大学（学校）名及び学部学科を記入すること。

容器則様式第9（第39条関係）

国際容器則様式第6（第29条関係）

容器検査所廃止届書	容器	×整理番号	
	国際	×受理年月日	年 月 日
名 称			
容 器 検 査 所 所 在 地			
業 務 廃 止 年 月 日			
業 務 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

容器検査所廃止届書について

- 1 届出の対象
容器検査所を廃止したとき。
- 2 届出の時期
遅滞なく届け出ること。
- 3 届書の記載
(1) 廃止の理由
具体的に記入すること。
- 4 添付書類
既に交付されている容器検査所登録票を添付すること。
- 5 手数料
不要

容器則様式第2（第9条関係）

高圧ガスの種類又は 圧力の変更申請書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
	×措置番号	
所有者氏名		
住所	〒 電話	
容器の記号及び番号		
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更内容		

年 月 日

代表者 氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガスの種類又は圧力変更申請書について

1 申請の対象

容器の所有者が、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするとき。

申請先は、刻印等が協会によりされたものである場合にあっては協会、指定容器検査機関によりされたものである場合にあっては指定容器検査機関、その他の場合にあっては経済産業大臣(内容積が500L以下の容器にあっては容器の所在場所を管轄する都道府県知事)

2 申請の時期

あらかじめ申請を行うこと。

3 届書の記載

(1) 所有者氏名欄

法人の場合、名称を記入すること。

4 添付書類

- (1) 変更内容明細書
- (2) 容器の性能に関する資料
- (3) 容器の刻印等の拓本

5 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額は県のホームページ等で確認すること。

6 許可後の措置

変更後の刻印等の拓本を速やかに提出すること。

変更内容明細書

容器		変更事項				容器製造者 名称	容器製造 年月
		充填ガス名		耐圧試験圧力 MPa 最高充填圧力			
記号	番号	新	旧	新	旧		
AB	1 2 3	窒素ガス	酸素ガス	—	—	(株)ニイガタ	2000-2
AB	4 5 6	〃	〃	—	—	〃	〃

この用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

容器の性能に関する資料

外観検査年月日：平成 27 年 3 月 31 日

検査実施者氏名 長岡 次郎 印

容器		耐圧試験圧力 MPa	外部検査成績		最新の検査		
記号	番号		外部	内部	年月	容器検査所の名称	合否
AB	1 2 3	25.0	異常なし	異常なし	2015-2	(株)ナガオカ	合格
AB	4 5 6	〃	〃	〃	2015-1	〃	〃

この用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

試験則様式第2（第2条関係）

試験則様式第5（第2条関係）

高压ガス製造保安責任者免状 高压ガス販売主任任者免状 交付申請書	×整理番号	第 号
	×受理年月日	年 月 日
	×交付番号	第 号
住 所	〒	
	電話	
住 所	
	勤務先名称	電話
氏名及び生年月日	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
交付を受けようとする 製造保安責任者免状 の種類 販売主任者免状	乙種化学 丙種化学（液石） 丙種化学（特別） 乙種機械 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	
合格した試験の受験年月日、 受 験 番 号	受 験 年 月 日	
	受 験 番 号	

年 月 日

氏 名

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状の交付申請書について

1 提出書類と提出部数

(1) 免状交付申請書 1部

① 氏名

かい書で正確かつ明瞭に記入すること。

種類が複数ある漢字、誤って捉えられる可能性がある漢字については特に注意をすること（「辺（邊、邊）」、「斉（齊、齋、齋）」、「者（者）」等）。また、必要に応じ欄外に注意書きを添えること。

※注意書きの例：「名前の二文字目は^邊となりませう。」

② 『交付を受けようとする製造保安責任者販売主任者免状の種類』

合格した免状の名称を○で囲むこと。

③ 『合格した試験の受験年月日、受験番号』

合格通知書の『試験実施日』欄に記載されている日付と『受験番号』欄に記載されている受験番号を正確に記入すること。

(2) 顔写真2枚

① 大きさ：縦2.5cm×横2.5cm

② 申請前6か月以内に撮影した正面、上半身（頭の前からあごの前まで顔全体が写真に収まっているもの）、無帽、無背景のもの。

③ 写真の裏面に、氏名、年齢、撮影年月日を必ず書くこと。

④ デジタルカメラで撮影する場合は、できるだけ写真店等で印刷すること。

また、自らプリンター等で印刷する場合は、色あせしない写真専用紙に印刷すること。

(3) 手数料

新潟県収入証紙によること。

手数料額：3,400円（平成29年4月現在）

（最新の手数料額については、問い合わせを確認してください。）

(4) 免状送付用封筒 1枚（切手不要）

封筒表面に送付先の住所、氏名及び郵便番号を正確に記入すること。（免状の大きさは、10.4cm×6.8cm）

(5) 合格通知書（コピー不可）

試験則様式第6（第2条関係）

試験則様式第3（第2条関係）

高压ガス製造保安責任者免状 高压ガス販売主任者免状 再交付申請書	×整理番号	第 号
	×受理年月日	年 月 日
	×交付番号	第 号
住 所	〒	
	電話	
住 所	-----	
	勤務先名称	電話
氏名及び生年月日	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
製造保安責任者免状 販売主任者免状 の種類 及びその番号	免状の種類	乙種化学 丙種化学（液石・特別） 乙種機械 第 種冷凍機械 第 種販売
	番 号	第 号
理 由	・免状を紛失した。 ・免状を汚し又は損じた。（別添のとおり免状を返納） ・姓名が変わった。（別添のとおり免状を返納）	

年 月 日

氏 名

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと。

高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状の再交付申請書について

1 提出書類と提出部数

(申請手数料：不要)

- (1) 再交付の場合（免状を紛失し、汚し、又は損じた場合）
 - ① 免状再交付申請書 1部
 - ア 氏名等は、かい書で正確かつ明瞭に記入すること。
 - イ 『製造保安責任者 販売主任者免状の種類及びその番号』
該当する免状の名称を○で囲むこと。丙種化学の場合は（液石・特別）のいずれかも○で囲むこと。冷凍機械、販売の場合は第何種か、数字を記入すること。
 - ウ 『理由』
該当する理由を○で囲んでください。
 - ② 顔写真 2枚
 - ア 大きさ：縦2.5cm×横2.5cm
 - イ 申請前6か月以内に撮影した正面、上半身（頭の前からあごの先まで顔全体が写真に収まっているもの）、無帽、無背景のもの
 - ウ 写真の裏面に、氏名、年齢、撮影年月日を必ず書くこと。
 - エ デジタルカメラで撮影する場合は、できるだけ写真店等で印刷すること。
また、自らプリンター等で印刷する場合は、色あせしない写真専用紙に印刷すること。
 - ③ 免状送付用封筒 1枚（切手不要）
封筒表面に送付先の住所、氏名及び郵便番号を正確に記入すること。
 - ④ 汚した又は破損した免状（免状を紛失した場合は添付不要）
 - ⑤ 申請手数料
新潟県収入証紙によること。
手数料額：2,400円（平成29年4月現在）
（最新の手数料の額については、問い合わせを確認してください。）
- (2) 書換再交付の場合（姓名の変更の場合）
 - ① 免状再交付申請書（『(1) 再交付の場合』に同じ）
氏名は変更後の新しい姓名をかい書で正確に記入すること。
 - ② 顔写真（『(1) 再交付の場合』に同じ）
 - ③ 免状送付用封筒（『(1) 再交付の場合』に同じ）
 - ④ 現在所持している免状
 - ⑤ 書換の内容を証明する書類（戸籍抄本）

コンビ則様式第 37 (第 53 条関係)

一般則様式第 58 (第 98 条関係)

液石則様式第 57 (第 96 条関係)

冷凍則様式第 46 (第 68 条関係)

事 故 届 書	特定 一般	×整 理 番 号	
	液石 冷凍	×受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 〔 事業所の名称又は販 売所の名称を含む。 〕			
住 所 又 は 事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒	電話	
事 業 所 所 在 地	〒	電話	
事 故 発 生 日 時			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別紙のとおり		

年 月 日

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

新 潟 県 知 事 殿

備 考 ×印の項は記載しないこと

事故届書について

1 事故があった場合

事故覚知後、直ちに電話による速報を入れること。

ただし、夜間・休日に起きた容器盗難については、次の平日勤務時間に通報すること。

(1) 連絡先

- ① ②以降を除いた市町村で起きた場合
新潟県防災局消防課高圧ガス保安係
勤務時間中 025-282-1666 (直通)
夜間・休日 025-285-5511 (代表)
FAX 送信先 025-282-1667
- ② 新潟市
新潟市消防局危険物保安課保安係
勤務時間中 025-288-3241
夜間・休日 025-288-3270
- ③ 三条市
三条市消防本部警防課保安係
勤務時間中 0256-34-1113
夜間・休日 0256-34-1111
- ④ 柏崎市
柏崎市消防本部予防課危険物保安班
勤務時間中 0257-24-1501
夜間・休日 0257-24-1500
- ⑤ 魚沼市
魚沼市消防本部予防課危険物係
勤務時間中 025-792-7168
夜間・休日 025-793-0119

(2) 速報の内容

以下の項目の判明している部分について報告すること

- ① 発生日時 (曜日)
時間は 24 時間呼称
- ② 発生場所
- ③ 事故の概要
- ④ 被害状況
人身被害 (死者、重傷者、軽傷者別)、従業員、協力会社、一般市民等、物的被害の状況
- ⑤ 原因
- ⑥ その他特記事項

(3) その後の措置

事故の全容が判明したら事故届書を提出すること。

なお、事故の解析が長期にわたる場合は中間報告をすること。

2 届出の対象

次に示す事故があった場合。

- (1) 高圧ガスによる災害等が発生した場合
- (2) 容器を紛失又は盗難された場合

液石法の一般消費者等に係る事故及び移動式製造設備であって液化石油ガス法第 37 条の 4 の充填設備として許可を受けているもの (供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。) 以外の事故。なお、事故とは単にガスの漏えい爆発のみならず、ガスの漏えい、設備の破裂、破壊、火災等を含む。

3 届書の記載

- (1) 適用規則
特定、一般、液石、冷凍のうち、適用される規則に該当するものを○で囲むこと。
- (2) 高圧ガス事故等調査報告書の記載

4 添付書類

- (1) 142～144 頁に示す報告書洋式
- (2) 事故時の現況写真及び事故説明資料

高圧ガス事故等調査報告書（災害）

1. 高圧ガスに係る事故等 2. 参考事故		報告年月日： 年 月 日（曜日）		整理番号：				
事故分類： A B 1 B 2 C 1 C 2		報告書作成者：		報告段階： 中間(第 次)、確報				
事故の呼称				別 添： 有 無				
発 生 日 時		年 月 日(曜日) 時 分(24時間制)		届出の根拠規定 1. 法第63条第1項 2. 法第36条第2項				
気 象		天気 温度 ℃ 湿度 % 風向 風速 m/s		法令区分： 一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所:有(認定施設、非認定施設) 無] ・第一種製造者 ・第二種製造者(処理能力:30m ³ 未満、30m ³ 以上)				
事故発生場所	区 分	1. 事業所内事故 2. 事業所外事故		コンビナート地区名： 1. 鹿島 2. 千葉 3. 川崎・横浜 4. 四日市 5. 堺・泉北 6. 水島 7. 岩国・大竹 8. 周南 9. 新居浜 10. 大分 11. その他()				
	事故発生場所	所在地： 名称： 電話 ()		業 種： 1. 石油精製 2. 貯蔵基地 3. 石油化学(エチレンセンターを含む) 4. 一般化学(肥料又は合成繊維を含む) 5. 製鉄所 6. 鉄工所 7. 機械 8. 電気 9. 自動車 10. 食品 11. 紙・パルプ 12. 窯業 13. 建設 14. 運送 15. その他()				
	連絡者氏名	(所属) 電話 ()						
規制対象別	1. 製造事業所 2. 冷凍事業所 3. 充填所 4. スタンド 5. 販売所 6. 貯蔵所 7. 導管 8. 移動 { 自動車 { タンクローリ 鉄 道 { 枠組み(カードル) 船 舶 { バラ積み							
	9. 消費先 10. 特定高圧ガス消費者 11. 容器検査所 12. その他() 事業所規模(処理能力・貯蔵量)							
事故発生事象	事 象	事象が1つの場合 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. その他()						
		事象が2つの場合 1次事象() → 2次事象() ※()に番号を記入 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. 反応暴走 6. その他()						
	噴出・漏えいの詳細	(1) 噴出・漏えいの程度 1. 微量(石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度) 2. 微量以外(m ³ 又はkg) 3. 不明 4. 調査中 (2) 噴出・漏えいの部位 1. 母材(材質:) 2. 溶接部(材質:) 3. ろう付け部(材質:) 4. 締結部 5. 開閉部 6. 可動シール部 7. その他() (3) 漏えい部位の寸法 1. 径() 2. 板厚() 3. 呼び圧力() (4) 噴出・漏えいの分類 噴出・漏えい① 1. 腐食(内面、外面) 2. 疲労(振動、温度変動、圧力変動) 3. エロージョン/コロージョン 4. 応力腐食割れ 5. クリーブ 6. その他() 噴出・漏えい② 1. 締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手、ホース継手) 2. 開閉部(バルブ、コック) 3. 可動シール部(メカニカルシール、 スィベルジョイント、その他()) 噴出・漏えい③ 1. 誤開閉 2. 開閉忘れ 3. 液封、外部衝撃などによる破裂、破損、変形 4. ドレン抜きミス 5. 点火ミス、失火、逆火等 6. その他()						
		取 扱 状 態	1. 平日 2. 休日 3. 事業所休日 1. 製造中(a. 定常運転、b. スタートアップ、c. シャットダウン、d. エマージェンシーシャットダウン、e. その他) 2. 貯蔵中 3. 停止中(a. 検査・点検中、b. 工事中、c. 休止中、d. その他()) 4. 荷役中 5. 消費中 6. 移動中 7. その他()					
1. 自 社	2. 関係事業所		所在地： 名 称：	備 考				
事故の概要(事故に至る経緯を含む)								
ガスの種類及び名称 1. 可燃性ガス : 1. アセチレン 2. エチレン 3. 液化石油ガス 4. 塩化ビニル 5. 水 素 6. ブタン 7. プロパン 8. プロピレン 9. メタン 10. その他() 2. 毒性ガス : 1. 亜硫酸ガス 2. 塩素 3. その他() 3. 可燃性毒性ガス : 1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. クロルメチル 4. 酸化エチレン 5. シアン化水素 6. 硫化水素 7. その他() 4. 支燃性ガス : 1. 空 気 2. 酸素 3. その他() 5. 不活性ガス : 1. アルゴン 2. 炭酸ガス 3. 窒素 4. ヘリウム 5. フルオロカーボン(可燃性ガス又は毒性ガスを除く。)種類() 6. その他() 6. そ の 他 : 1. 混合ガス() 2. エアゾール() 3. 特殊高圧ガス() 4. その他()								
ガスの状態	1. 液相	2. 気相	1. 常圧	2. 加圧	1. 低 温	2. 常 温 (5℃~35℃)	3. 高 温	
製造設備等の概要	名称：			消費設備等の概要	容器の容量及び	ガス	kg(m ³)×	本
	能力：				容器本数：	ガス	kg(m ³)×	本
	容量：					ガス	kg(m ³)×	本
	稼働率： %				容器と火気との距離：			m
	ガスの状態:常用圧力	MPa	常用温度	℃	逆火防止器の有無	有		無

プラント操業開始後経過年数		設備設置後経過年数		設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数		設備の最近の運転中検査後経過年数			
1. 新設試運転中 2. 1年未満 3. 1年以上3年未満 4. 3年以上5年未満 5. 5年以上7年未満 6. 7年以上10年未満 7. 10年以上15年未満 8. 15年以上20年未満 9. 20年以上()年		1. 新設試運転中 2. 1年未満 3. 1年以上3年未満 4. 3年以上5年未満 5. 5年以上7年未満 6. 7年以上10年未満 7. 10年以上15年未満 8. 15年以上20年未満 9. 20年以上()年		1. 1週間未満 2. 1週間以上1月未満 3. 1月以上3月未満 4. 3月以上6月未満 5. 6月以上1年未満 6. 1年以上2年未満 7. 2年以上()年		1. 1週間未満 2. 1週間以上1月未満 3. 1月以上3月未満 4. 3月以上6月未満 5. 6月以上1年未満 6. 1年以上2年未満 7. 2年以上()年			
設備区分									
I 塔槽類		機器	1.加熱炉 2.反応器 3.蒸留器 4.熱交換器 5.分離器 6.中間貯槽 7.貯槽(a.球形貯槽 b.低温貯槽 c.枕型貯槽 d.その他()) 8.コールド・エバポレータ 9.その他()						
II 回転設備		機器	1.ポンプ 2.圧縮機 3.送風機 4.その他()						
III 配管、継手、弁		機器	1.配管 2.継手 3.弁 4.その他()						
IV 附属設備		機器	1.安全装置 2.緊急遮断弁 3.警報設備 4.緊急脱圧設備 5.液面計 6.圧力計 7.温度計 8.流量計 9.断熱材 10.その他()						
V 特殊反応設備		種類	1.アンモニア二次改質炉 2.エチレン製造施設のアセチレン水添塔 3.酸化エチレン製造施設のエチレンと酸素又は空気との反応器 4.シクロヘキサン製造施設のベンゼン水添反応器 5.石油精製における重油直接水添脱硫反応器 6.石油精製における水素化分解反応器 7.低密度ポリエチレン重合器 8.メタノール合成反応塔						
VI 冷凍設備		種類 機器	1.レゾプロ型 2.ターボ型 3.ローリ-型 4.スクルー型 5.吸収式 6.その他() 1.圧縮機 2.凝縮器 3.受液器 4.蒸発器 5.液分離器 6.配管・継手・弁 7.その他()						
VII 容器		種類 機器	1.タンクローリ 2.容器 3.エアボール缶 4.タンク車 5.バルク 6.その他() 1.本体 2.附属品(a.元弁 b.安全装置(安全弁を含む。) c.緊急遮断装置(緊急遮断弁を含む。) d.配管、継手、弁 e.調整器 f.その他) 3.その他()						
VIII 溶接、溶断の設備		機器	1.吹管等加工部 2.配管、継手、弁 3.容器 4.ホース 5.調整器 6.その他()						
IX その他									
設備の詳細		メーカー名()、品名及び品番() 大臣認定品の場合は、認定番号()及び認定の区分(機器の種類)()							
事故発生原因(主◎、副○)				着火源					
1.設計不良 2.製作不良 3.施工管理不良 4.腐食管理不良 5.検査管理不良 6.点検不良 7.締結管理不良 8.シール管理不良 9.容器管理不良 10.組織運営不良 11.操作基準等の不備 12.情報伝達の不備 13.誤操作、誤判断、認知確認ミス 14.不良行為 15.自然災害(台風、地震、その他()) 16.交通事故(他損、自損) 17.その他()				1.裸火 2.静電気火花 3.摩擦熱 4.逆火 5.高温物体 6.その他()					
事故発生原因の詳細									
被害：人身被害その他1：原因別 注：()内は第三者被害者数(内数)を記載する。原因がその他になる場合は()内に記入すること。									
原因	事業所内事故			事業所外事故			合計		
	死亡	重傷	軽傷	死亡	重傷	軽傷			
中毒	()	()	()	()	()	()	()		
酸欠	()	()	()	()	()	()	()		
火傷	()	()	()	()	()	()	()		
裂傷	()	()	()	()	()	()	()		
衝撃による被害	()	()	()	()	()	()	()		
その他()	()	()	()	()	()	()	()		
合計	()	()	()	()	()	()	()		
人身被害その2：対象別 注：被害者が協力会社等に所属するときはその旨を備考欄に記載する。									
事業所内	当事者	死亡、重傷、軽傷の別	氏名	年齢	性別	職名(第三者の場合は職業)	距離	傷病名	備考
	第三者								
事業所外	当事者								
	第三者								

物的被害

		建造物、機器類等の名称	距離(m)	被害の内容	損害額(千円)	備考
事業所内	当事者					
	第三者					
事業所外	当事者					
	第三者					
合 計						

人的被害、物的被害 以外の事業所外への 影響	1. 住民避難（ 人 時間程度） 2. 事業所外へのガス流出、飛散物（ ） 3. その他（ ）
------------------------------	---

許 認 可 関 係	保 安 検 査	行 政 措 置
届 出： 年 月 日 許 可： 年 月 日 完 成 検 査： 年 月 日 直近の変更許可： 年 月 日 直近の完成検査： 年 月 日	定期自主検査： 年 月 日 保安検査： 年 月 日	使用停止命令 ： 年 月 日 使用停止命令解除： 年 月 日 操業再開 ： 年 月 日 改善命令 ： 年 月 日 関係条項 ：
官公庁で講じた措置及び対策	事業所側で講じた措置及び対策	
地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況	法令違反の有無： 有 無 （条項： ） 内容：	
官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真、所見等 所見： 別紙（ ） 別紙（ ）		
同一事業所で過去1年以内に発生した事故（C1級以上の事故） 年 月 日		

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領」を参照のこと。

高圧ガス事故等調査報告書（災害）について

高圧ガス事故等調査報告書（災害）については、下記のとおり記載すること（経済産業省マニュアルを引用し修正したもの）。

1 事故の種類

「1. 高圧ガスに係る事故等」、「2. 参考事故」のいずれか該当するものを○で囲むこと。高圧ガスの存する部分以外の事故であって、事故発生直後は、法の技術上の基準に違反があったかどうかを判断できない場合には、「2. 参考事故」として報告を行う。事故の定義については167頁を参照すること。

2 事故の分類

次に示すものにしたがって判断すること。

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者（事故発災より5日以内に死亡した者をいう。以下同じ。）5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者（負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。以下同じ。）が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者（負傷の治療に要する期間が30日未満を負傷者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故であって、次の各号のいずれかに該当する事故をいう。B級事故であれば、B1級事故かB2級事故かの判断は不要。

1) B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下の事故
- ② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの
- ③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故

2) B2級事故

同一事業所において、A級事故、B級事故

又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

C級事故であれば、C1級事故かC2級事故かの判断は不要。

1) C1級事故

- ① 人的被害（負傷者5名以下かつ重傷者1名以下）があった事故
- ② 爆発、火災又は破裂若しくは破損が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故

（毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号、コンビナート等保安規則第2条第1項第2号、冷凍保安規則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。）

④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故

（反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）

（多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により、附近の作業員に待避を勧告する程度のもの（事業所の敷地外に漏えいしたものを含む。）、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）

2) C2級事故

C1級事故以外の事故

3 報告年月日及び報告作成者

該当欄に記載すること。報告書作成者の欄には、事業所名、所属部署名、氏名及び連絡先を記載する。

4 事故の呼称

下記の例を参考に会社名、事業所名、プラント名、ガス名及び災害現象の全てを記載するこ

と。

- (1) コンビ則事業所
〇〇株式会社〇〇事業所〇〇プラント〇〇
ガス爆発事故
- (2) 一般則・液石則・冷凍則事業所：
〇〇株式会社〇〇工場〇〇ガス火災事故
- (3) 消費先等
〇〇ガス漏えい事故

5 発生日時

事故が発生した日時を記載する。時刻は24時間表示とすること。

6 気象

事故発生時の気象状況を記載すること。

7 事故発生場所

- (1) 「区分」の欄は、事故発生場所が事業所の内部又は外部であるかについて該当するものを○で囲むこと。なお、事業所とは事業を行う場所の意味であり、およそ事業の主たる活動が行われる一定の場所をいう。この場合、事業とは必ずしも高圧ガスを中心とする事業でなくてもよい。
- (2) 「事故発生場所」の欄には、事業所内部の事故の場合、住所及び電話番号を参考に記載すること。
事業所外部の事故の場合は、「新潟県〇〇市〇〇番地、国道〇号線、〇〇交差点、〇〇商店前」のように記載すること。
- (3) 「連絡者氏名」欄には、当該事故に関する責任者の所属、氏名及び電話番号を記載すること。

8 規制対象別

該当項目を○で囲むこと。

「事業所規模」欄については、製造事業所、冷凍事業所、充填所、スタンド又は特定高圧ガス製造事業所にあつては、当該事業所の高圧ガスの処理能力を、貯蔵所にあつては、当該事業所の高圧ガスの貯蔵量を記載すること。

9 整理番号

記入不要

10 報告段階

事故の原因、被害状況等に不確定部分がある場合は、中間報告（第〇次）としその時点で分かる範囲で報告する。確定次第確報として報告する。

11 別添

該当するものを○で囲むこと。なお、別添には事故に関する新聞等の写し、図面、写真（カラー写真であればより望ましい。）等を添付する。

12 届出の根拠規定

記入不要

13 法令区分

法上の適用規則のうち該当するもの、認定事業所の有無及び発災施設が認定施設又は非認定施設かの区分、適用規則が一般則、液石則又は冷凍則の場合は第一種製造者又は第二種製造者（第二種製造者の場合は処理能力の区分（冷凍則を除く。））の区分を○で囲むこと。

14 コンビナート地区名

記入不要

15 業種

該当項目を○で囲むこと。

16 事故発生事象

「事象」欄には、当該事故の災害状況、規模等により判断し、該当項目を○で囲むこと。なお、事象が1つの場合は、該当する番号を記載すること。事象が2つの場合には、1次事象及び2次事象に該当する番号を記載すること。

(1) 噴出・漏えいの程度

該当項目を○で囲むこと。微量以外の場合は、可能な範囲で噴出・漏えい量を m^3 （温度零度及び圧力零パスカルの状態に換算した容積）単位又は kg 単位で記載すること。

(2) 噴出・漏えいの部位

事象が発生した部位を○で囲むこと。また、1. から3. までの項目に該当する場合は、材質を記載すること。

(3) 噴出・漏えい部位の寸法

事象が発生した部位の寸法を可能な範囲で記載する。バルブ及び配管については、事象が発生した部位の規格寸法を表す呼称（呼び径、呼び厚さ及び呼び圧力）を記載すること。

(4) 噴出・漏えいの分類

該当する項目を○で囲むこと。（ ）に該当する場合は○で囲み、その他は具体的に記述する。

噴出・漏えい①とは、機器、配管等の本体（溶

接部を含む。)からの噴出・漏えいをいう。

エロージョン/コロージョンとは、配管の内部を流体が流れる際に、機械的な作用による浸食(エロージョン)又は電気化学的作用による腐食(コロージョン)により内面が減肉して、局部的に配管肉厚を貫通したり、配管が破裂したりする現象をいう。

応力腐食割れとは、腐食環境にある特定の材料に引張応力が負荷された状態でき裂が発生し、き裂が進展する現象をいう。

クリープとは、高温条件(絶対温度で融点の約1/2以上)で、一定の応力のもとでひずみが時間的に増大し続ける現象をいう。

噴出・漏えい②とは、締結部、開閉部又は可動シール部からの噴出・漏えいをいう。

フランジ式継手とは、フランジを使用した継手をいう。

ねじ込み式継手とは、端部にねじ山を持つ形式の継手をいう。

フレア式継手とは、管の端末を円すい形に広げた構造を持つ継手をいう。

ホース継手とは、ホースを接続するための継手をいう。

メカニカルシールとは、ポンプ、圧縮機等の回転軸部分からのガスの噴出・漏えいを防止するシール機構をいう。

スイベルジョイントとは、揺動可能な管継手をいう。

噴出・漏えい③とは、噴出・漏えい①又は噴出・漏えい②以外の噴出・漏えいをいう。

(5)「取扱状態」欄は、該当項目を○で囲むこと。

当該事故発生事業所が事故発生場所の事業所に対し請負等の受託関係(建設現場等における請負業者、コンビナート施設の補修等を受託している協力会社等を含む。)にある場合について記載し、備考欄に請負等その旨を明記すること。なお、当該事故発生事業者と事故発生場所の事業者とが同一の場合は、自社を○で囲むこと。

移動中の事故にあっては、関係事業者欄に当該事業者の所属する事業所について記載し、備考欄に「移動」と記載すること。また、ガス設備の修理・清掃時に発生した事故(高压ガス製造時以外の事故)及び高压ガス設備以外のガス設備で発生した事故は、備考欄にその旨を明記すること。

17 事故の概要

事故発生前の設備の状況から事故発生に至る

までの経緯及び事故発生から事故処置の完了までを概括的に記載すること。事故処置には防火設備、保安機器等の作動状況、消防組織等の活動状況、交通機関等への社会的影響、その他事故に関すると考えられる事象についても記述すること。なお、必要に応じ、別添において事故の詳細を補足すること。

(記載例)

(1) 事業所における運転中事故

事故当時○○プラント○○○装置(高压ガス設備)は、通常運転中であつた(運転温度○○℃、圧力○○MPa、通油量○○kL/時)。

○時○分頃、保安係員が巡回点検中、○○装置下流配管の流量調整弁付近から火炎が上がっているのを発見し、直ちに計器室に通報するとともに、計器室長が○○消防署に通報した。

当該事業所の保安係員○名が現場に急行し、火災箇所を確認するとともに散水及び消火活動を行った。また、計器室は緊急遮断装置を作動させるとともに○○装置の緊急運転停止、同装置の加熱炉の消火、原料ポンプの停止を行った。○○系内圧力が○○MPaに降圧した時点(○時○分)で鎮火したが、引き続き窒素ガスを同装置へ導入し、置換を行った。

なお、○○ガスの漏えい量は○kgである。

(2) 事業所における定期修理中の事故

当該事業所は、○月○日から○月○日まで○○プラントは定期修理中であつた。

○月○日○時○分頃から、当該事業所の協力会社である○○株式会社従業員○名が○○プラントから○○ガスの脱圧を行い、その後に窒素に置換する作業を行う手順でいたところ、脱圧が十分に行われていないうちに窒素置換を行おうと作業にかかりバルブを緩めたため、○○ガスが噴出、出火した。

直ちに○○消防署に通報するとともに、元バルブを締めガスの漏えいを止めた。

ガスの漏えい量は推定○○m³で、火災の影響で○○プラントの○○部が破損、周囲への影響はなかった。

(3) 冷凍事業所における事故

○時○分、アンモニア冷凍機のある冷凍室のガス漏れ警報器が作動したため、冷凍保安責任者が調査したところ、アンモニアガス受液器のドレンバルブからアンモニアガスが漏えいしているのを発見した。

直ちにバルブを増締めし、散水により除害措置を講ずるとともに○○消防署に通報した。

なお、ガスの漏えい量は推定〇kgである。

(4) 移動中の事故

〇〇ガス販売店の販売主任者が車両に〇〇ガス容器（〇kg〇本）を積載し〇〇営業所から〇〇工場へ向け輸送中、〇〇市国道〇号線〇〇交差点を右折した際、〇〇ガス容器〇本が路上に落下し、うち〇本の容器バルブが損傷してガスが漏えいした。直ちに車の進入を停止するとともに、〇〇消防署、〇〇地域防災協議会に通報した。

なお、この事故により〇時〇分から〇時〇分まで、同道路は〇〇警察署により通行止めになった。

(5) 消費先における事故

〇〇製造工場で〇〇機械の稼働のため〇〇ガスバーナーで予熱していたところ〇基のバーナーのうち1基が立ち消えとなっていたので、再度点火しようと点火器を作動したところ、突然爆発した。直ちに〇〇消防署に通報するとともに、工場内の消火器で消火作業を行い、〇時〇分鎮火した。

18 ガスの種類及び名称

当該事故に係る高圧ガスについて該当項目を○で囲み、又は「6. その他」にあつては（ ）内にガス名を記載すること。なお、その他には（ ）内にガス名を記載すること。

19 ガスの状態

該当項目を○で囲むこと。

20 製造設備等の概要

消費設備以外の設備に係る事故について記載すること。

「名称」欄は、当該事故に係る施設装置又は機器に応じ、例えば「接触改質装置に係る熱交換器」等と記載すること。

「能力」欄は、当該施設装置又は機器に応じ、例えば「〇〇m³/日」「〇〇トン/日」等を記載すること。

「容量」欄は、当該施設装置又は機器に応じ、例えば「〇〇m³×〇基」等と記載すること。

「稼働率」欄は、当該施設の能力に対する事故発生前1ヶ月間の平均運転稼働率を記載すること。

「ガスの状態」欄は、当該機器において取り扱っていた高圧ガスの常用圧力及び常用温度を記載すること。

21 消費設備等の概要

消費設備等に係る事故について記載すること。

「容器の容量及び容器本数」欄は、ガス別に記載該当単位を○で囲むこと。

「容器と火気との距離」欄は、容器と火気との水平距離を記載すること。

「逆火防止器の有無」欄は、当該項目を○で囲むこと。

22 プラント操業開始後経過年数等

該当項目を○で囲むこと。プラント操業開始後経過年数又は設備設置後経過年数が20年以上に該当する場合にあつては、（ ）年の欄には、具体的な年数を記載する。また、設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数又は設備の最近の運転中検査後経過年数が2年以上に該当する場合にあつては、（ ）年の欄には、具体的な年数を記載すること。

23 設備区分

該当項目を○で囲むこと。

VII容器「5.バルク」には、バルク貯槽を含む。

24 事故発生原因

次の①から⑰までを参考にしながら、主な原因に該当する項目を◎で、これに付随する原因に該当する項目を○で囲むこと。次の①から⑰までは、各項目の例である。

①設計の不良

- 1) 構造不良、形状不良又は機能不良
- 2) 損傷等に対する材料選定不良
- 3) 応力変動（応力、振動又は温度）による疲労の検討不足

②製作不良（主に工場で発生）

- 1) 設備、機器又は部品の製作不良
- 2) 溶接不良
- 3) 品質管理の不良

③施工管理不良（主に現地で発生）

- 1) 設備、機器もしくは部品の据付け、補修、取替え、解体又は修理の工事不良
- 2) 溶接不良（補修を含む。）

④腐食管理不良

- 1) 腐食管理の計画不良
- 2) 腐食管理の実行不良

⑤検査管理不良

- 1) 検査管理の計画不良
- 2) 検査管理の実行不良

⑥点検不良

- 1) 消費にかかる点検不良
- 2) 移動等にかかる点検不良
- ⑧ シール管理不良
 - 1) 点検、分解整備又は取替えの計画不良
 - 2) 点検、分解整備又は取替えの実行不良
- ⑨ 容器管理不良
 - 1) 容器の腐食
 - 2) 容器の転倒
- ⑩ 組織運営不良
 - 1) 組織体制の不良
 - 2) 責任体制の不良
 - 3) 運営の不良
 - 4) 構成員の不良
- ⑪ 操作基準等の不備
 - 1) 操作基準の不備
 - 2) 操作マニュアルの不備
- ⑫ 情報提供の不備
 - 1) 内容の不明瞭さ
 - 2) 伝達方法の不適當
- ⑬ 誤操作、誤判断、認知確認ミス
 - 1) 誤操作
 - 2) 誤判断
 - 3) 認知確認ミス
- ⑭ 不良行為
 - 1) 倫理又は道德違反
 - 2) 不法改造又はいたずら
- ⑮ 自然災害
 - 1) 地震
 - 2) 落雷
 - 3) 洪水、台風又は津波
 - 4) その他
- ⑯ 交通事故
 - 1) 他損
 - 2) 自損
- ⑰ その他

各項目に該当しない場合は、その他に記載すること。

25 着火源

当該事故の災害現象が爆発又は火災となった場合は、該当項目を○で囲むこと。

26 事故発生原因の詳細

事故発生、拡大状況等に応じて原因を記載すること。なお、必要に応じ、別添において事故の詳細を補足する。

(記載例)

- (1) 事業所における運転中事故

事故調査の結果、事故発災設備の流量調整弁取付けボルト〇〇本のうち〇本が緩んでいる

のが発見されたことから〇〇装置の高温時でのボルトの増締めが不均一であり、フランジ接合部から噴霧上の〇〇油が大気中に漏えいし、自然発火したものと推定される。

(2) 事業所における定期修理中事故

脱圧が完全に終了していたことを確認せずに、次の作業を行おうとバルブを緩めたためガスが噴出し、ガスが高温状態(〇〇℃)であったため自然発火に至ったものと推定される。

(3) 冷凍事業所における事故

当該機器は〇月〇日にドレン抜きを行ったが、そのときドレンバルブを完全に締めていなかったと考えられ、その後ポンプの振動等でバルブが自然に緩んだものと推定される。

(4) 移動中の事故

ロープにより容器を固定した際、ロープが緩んでおり十分に容器が固定されていなかったため、右折した際の遠心力で容器が落下したものと推定される。

(5) 消費先における事故

立ち消えしたバーナーから漏えいガスが滞留しており、点火器の火花が滞留していたガスに着火、爆発したものと推定される。

なお、立ち消えの原因は、ゴムホースの一部がねじれており、燃焼のためのガスが十分に供給されなかったものと推定される。

27 人身被害その1：原因別

表中の該当欄に当事者の死傷者の人数を、表中の該当欄()内に第三者の死傷者の人数を記載すること。

原因がその他になる場合は()内に原因名を記載すること。

28 人身被害その2：対象別

表中の該当欄に当事者及び第三者ごとに記載すること。なお、被害者が協力会社等の関係事業所に所属するときは、その旨を備考欄に記載すること。

「距離」は、事故発生場所から被害者までの距離を記載すること。

29 物的被害

表中の該当欄に当事者及び第三者ごとに記載すること。

「距離」は、事故発生場所から被害物件までの距離を記載すること。

「被害額」は、当該事故により受けた直接損害の額とし、消火作業等防災活動に要した経費、罹災のための休業等による損失等間接的な被害

の額は除くこと。

30 人的被害、物的被害以外の事業所外への影響

事故により住民避難があった場合には、人数及び避難した時間を記載すること。事業所外へガスが流出又は飛散物が飛散した場合には、具体的な内容を記載すること。なお、上記以外で報告すべき事項は、その他に記載すること。

31 許認可関係

当該発災施設について、法に基づく届出、許可、完成検査、変更許可又は変更許可にかかる完成検査のそれぞれの年月日を記載すること。

32 保安検査

法に基づく定期自主検査及び保安検査の実施年月日を記載すること。

33 行政措置

記載不要

34 官公庁で講じた措置及び対策

記載不要

35 事業所側で講じた措置及び対策

措置及び対策を箇条書きで記載すること。なお、措置及び対策を行った文書を必要に応じて別添に付けること。

36 地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況

当該協議会の活動状況を記載すること。

37 法令違反の有無

記載不要

38 官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真、所見等

記載不要

高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）

報告年月日	年 月 日（曜日）	整理番号：
報告書作成者		報告段階：中間（第 次）、確報
事故の呼称		
発生年月日	年 月 日（曜日）～ 年 月 日（曜日）	
事故発生場所	所在地： 名称： 電話（ ）	法区分： 一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所：有（認定施設、非認定施設）無]
連絡者氏名	所属： 電話（ ）	場 所： 1.石油精製 2.石油化学 3.一般化学 4.冷凍事業所 5.充てん所 6.容器検査所 7.その他 a.民家(居住中) b.民家(空屋) c.公民館等 d.その他（ ）
販売店（事業者）	名称： 所在地： 電話（ ）	
規制対象別	1.製造事業所 2.冷凍事業所 3.充てん所 4.スタンド 5.販売所 6.貯蔵所 7.移動 8.消費先 9.特定高圧ガス消費者 10.容器検査所 11.その他（ ）	
事故発生区分	1.製造中 2.貯蔵中 3.移動中 4.消費中 5.その他（ ）	
事故発生原因	1.盗難 2.自然災害（a.台風 b.地震 c.その他（ ）） 3.その他（ ）	
ガスの種類及び名称		
1.可燃性ガス : 1.アセチレン 2.エチレン 3.液化石油ガス 4.塩化ビニル 5.水素 6.ブタン 7.プロパン 8.プロピレン 9.メタン 10.その他（ ）		
2.毒性ガス : 1.亜硫酸ガス 2.塩素 3.その他（ ）		
3.可燃性毒性ガス : 1.アンモニア 2.一酸化炭素 3.クロルメチル 4.酸化エチレン 5.シアン化水素 6.硫化水素 7.その他（ ）		
4.支燃性ガス : 1.空気 2.酸素 3.その他（ ）		
5.不活性ガス : 1.アルゴン 2.炭酸ガス 3.窒素 4.ヘリウム 5.フルオロカーボン（可燃性ガス又は毒性ガスを除く。）種類：（ ） 6.その他（ ）		
6.その他 : 1.混合ガス（ ） 2.エアゾール（ ） 3.特殊高圧ガス（ ） 4.その他（ ）		
設備概要	1.容器 2.溶接・溶断機器 3.その他（ ）	ガスの名称 容器の容量 及び本数 ガス kg(m ³)× 本 ガス kg(m ³)× 本 ガス kg(m ³)× 本
容器の記号番号		
施錠の有無	1.有 2.無 3.不明	容器交換の頻度 1.（ ）月に一度 2.不明

事故の概要（事故に至る経緯を含む）	
官公庁で採った措置及び対策	事業所側で採った措置及び対策
法令違反の有無： 有 無 （条項： ） 内容：	
官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真及び所見等 所見： 別紙（ ） 別紙（ ）	

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領」を参照のこと。

高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）について

高圧ガス事故等調査報告書（災害）については、下記のとおり記載すること（経済産業省マニュアルを引用し修正したもの）。

- 1 **報告年月日及び報告作成者**
該当欄に記載すること。報告書作成者の欄には、事業所名、所属部署名、氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 **整理番号**
記載不要
- 3 **報告段階**
事故の原因、被害状況等に不確定部分がある場合は、中間報告（第 次）としその時点で分かる範囲で報告する。確定次第確報として報告する。
- 4 **事故の呼称**
下記の例を参考にガス名、現象の全てを記載すること。
製造所又は冷凍事業所「〇〇株式会社〇〇工場〇〇ガス容器盗難事故」
消費先等「〇〇ガス容器の盗難事故」
- 5 **法令区分**
法条の適用規則のうち該当するもの、認定事業所の有無及び発災施設が認定施設又は非認定施設かの区分を○で囲むこと。
- 6 **場所**
該当項目を○で囲むこと。
- 7 **規制対象別**
該当項目を○で囲むこと。
- 8 **事故発生区分**
該当項目を○で囲むこと。
- 9 **事故発生原因**
該当項目を○で囲むこと。
- 10 **ガスの種類及び名称**
当該事故にかかる高圧ガスについて該当項目を○で囲み、又は「6. その他」にあつては（ ）内にガス名を記載すること。
- 11 **設備概要**
該当項目を○で囲むこと。その他の場合は（ ）内に具体的に記載すること。
- 12 **ガスの名称、容器の容量及び本数**
「容器の容量及び容器本数」欄は、ガス別に容量（kg 又はm³）及び容器本数を記載する。
- 13 **容器の記号番号**
容器の記号番号が判明している場合には記載すること。
- 14 **施錠の有無**
該当項目を○で囲むこと。
- 15 **容器交換の頻度**
該当項目を○で囲み、交換頻度が判明している場合には記載すること。
- 16 **官公庁で講じた措置及び対策**
記載不要
- 17 **事業所側で講じた措置及び対策**
措置及び対策を箇条書きで記載すること。なお、措置及び対策を行った文書を必要に応じて別添に付けること。
- 18 **法令違反の有無**
記載不要
- 19 **官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真、所見等**
記載不要